

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

平成 15 年 11 月

内閣府男女共同参画局

1 国の審議会等における女性委員の割合については、平成 12 年 8 月 15 日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、「平成 17 年（西暦 2005 年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」ことを目指している。

2 国の審議会等(地方支分部局に置かれている審議会等を除く。)における女性の参画状況について、平成 15 年 9 月 30 日現在で調査を行った結果は以下のとおりであった。

(1) 国の審議会等委員 1,734 人のうち、女性は 465 人で、女性委員の占める割合は 26.8%(平成 14 年 9 月 30 日現在 25.0%)である(表 1)。

(2) 審議会等のうち、女性委員を含む審議会等の割合は 98.0%(平成 14 年 9 月 30 日現在 97.0%)である(表 1)。

(3) 女性委員の割合が 30%以上の審議会等は、以下の 40 で、全体の 39.2%(平成 14 年 9 月 30 日現在 25、全体の 25.0%)である。

国民生活審議会	中央教育審議会	農林物資規格調査会
沖縄振興審議会	科学技術・学術審議会	農業資材審議会
自動車損害賠償責任保険審議会	教科用図書検定調査審議会	農林漁業保険審査会
証券取引等監視委員会	大学設置・学校法人審議会	林政審議会
国地方係争処理委員会	放射線審議会	水産政策審議会
電気通信事業紛争処理委員会	文化審議会	農林水産省独立行政法人評価委員会
恩給審査会	宗教法人審議会	委員会
郵政行政審議会	厚生科学審議会	交通政策審議会
消防審議会	労働政策審議会	運輸審議会
中央更正保護審査会	厚生労働省独立行政法人評価委員会	小笠原諸島振興開発審議会
外務人事審議会	委員会	有明海・八代海総合調査評価委員会
海外交流審議会	中央最低賃金審議会	委員会
関税・外国為替等審議会	労働保険審議会	公害健康被害補償不服審査会
関税等不服審査会	援護審査会	
国税審議会	食料・農業・農村政策審議会	

(4) 農林水産省(30.6%)及び文部科学省(30.5%)が目標である 30%を達成。その他、女性委員の割合が高い省庁は、財務省(29.4%)、総務省(28.6%)、環境省(28.6%)となっている(表 2)。

(5) 審議会等が2つ以上ある省庁で、平成14年9月30日現在と比べて女性委員の割合が1ポイント以上増加したのは、法務省(20.8% 25.0%, 4.2ポイント増)、環境省(24.5% 28.6%, 4.1ポイント増)、金融庁(20.0% 23.9%, 3.9ポイント増)、内閣府(23.2% 26.5%, 3.3ポイント増)、防衛庁(20.0% 22.9%, 2.9ポイント増)、農林水産省(27.9% 30.6%, 2.7ポイント増)、厚生労働省(24.1% 26.7%, 2.6ポイント増)、財務省(27.6% 29.4%, 1.8ポイント増)、文部科学省(28.9% 30.5%, 1.6ポイント増)であった。

(6) 委員の種類別女性の参画状況をみると、職務指定4.5%、団体推薦15.8%、その他28.5%となっており(表3)、職務指定による委員に占める女性の割合は依然低い。

表1 審議会等における女性委員の参画状況の推移

	審議会 等数 (A)	女性委員 を含む審 議会等数 (B)	女性委員を 含む審議会 等の比率 (B/A)	委員数 (C)	女性 委員数 (D)	女性委員の 比率 (D/C)
50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2%	4,504人	186人	4.1%
60年3月31日	206	114	55.3%	4,664人	255人	5.5%
元年3月31日	203	121	59.6%	4,511人	304人	6.7%
2年3月31日	204	141	69.1%	4,559人	359人	7.9%
3年3月31日	203	154	75.9%	4,434人	398人	9.0%
4年3月31日	200	156	78.0%	4,497人	432人	9.6%
5年3月31日	203	164	80.8%	4,560人	472人	10.4%
6年3月31日	200	163	81.5%	4,478人	507人	11.3%
7年3月31日	203	174	85.7%	4,496人	589人	13.1%
7年9月30日	207	175	84.5%	4,484人	631人	14.1%
8年3月31日	205	181	88.3%	4,511人	699人	15.5%
8年9月30日	207	185	89.4%	4,472人	721人	16.1%
9年3月31日	209	190	90.9%	4,532人	751人	16.6%
9年9月30日	208	191	91.8%	4,483人	780人	17.4%
10年3月31日	206	190	92.2%	4,441人	782人	17.6%
10年9月30日	203	187	92.1%	4,375人	799人	18.3%
11年3月31日	202	189	93.6%	4,354人	812人	18.6%
11年9月30日	198	187	94.4%	4,246人	842人	19.8%
12年3月31日	199	188	94.5%	4,201人	857人	20.4%
12年9月30日	197	186	94.4%	3,985人	831人	20.9%
13年3月31日	95	90	94.7%	1,642人	405人	24.7%
13年9月30日	98	94	95.9%	1,717人	424人	24.7%
14年9月30日	100	97	97.0%	1,715人	429人	25.0%
15年9月30日	102	100	98.0%	1,734人	465人	26.8%

国家行政組織法第8条及び内閣府設置法第37条、54条に基づく国の審議会等（停止中のもの及び地方支分部局に置かれているものは除く。）を対象に、内閣府が調査した。

* 審議会委員の任期は、概ね2、3年となっているところが多く、半年毎の調査を行っても委員の改選等が少なく、数字にあまり変化がないことから、平成14年度より9月末の年1回調査とすることとした。

図 国の審議会等における女性委員の登用状況の推移

平成 17 年度末 (平成 18 年 3 月末) までの目標値 30%

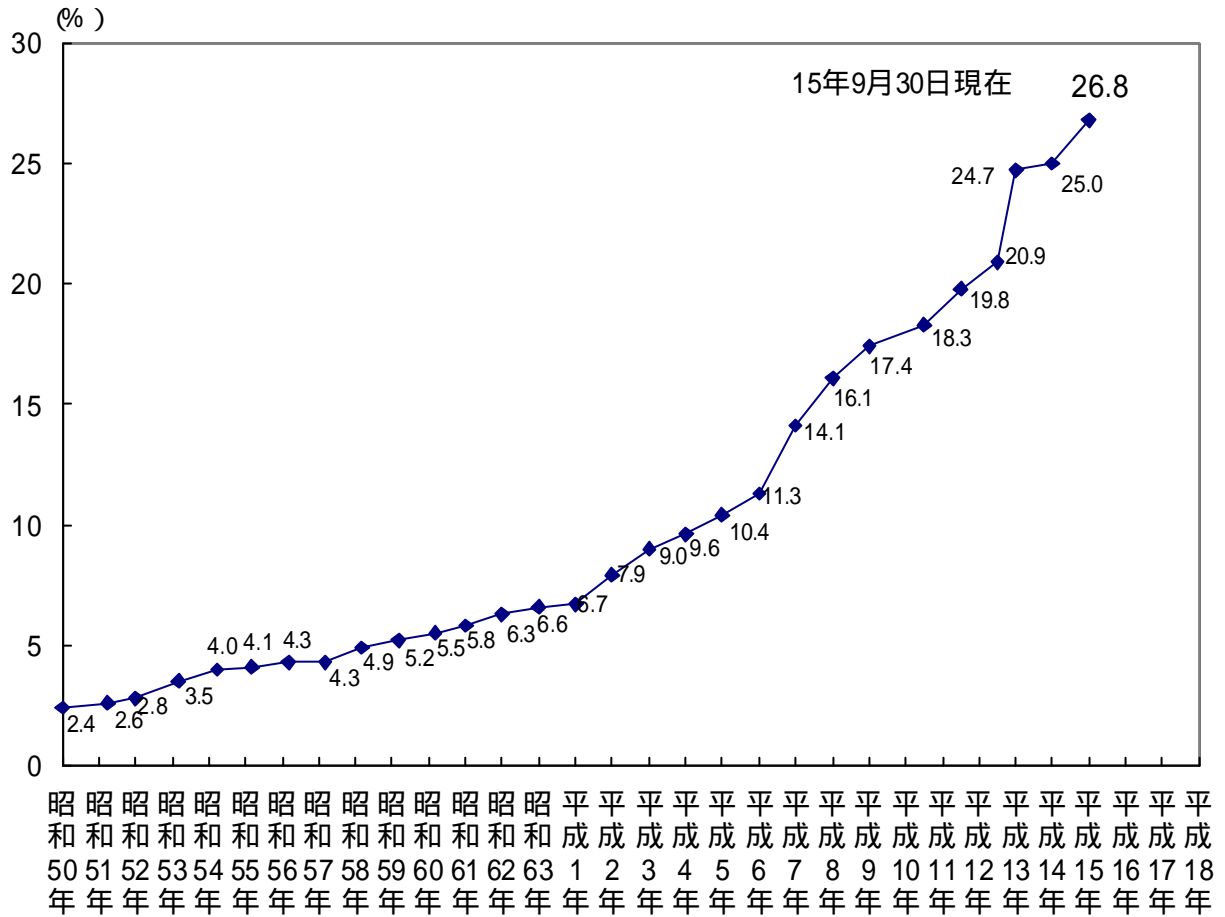


表2 各府省庁別審議会等委員の数

(平成15年9月30日現在)

省庁名	審議会数		委員数			職務指定			団体推薦			その他		
	総数	女性有	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
内閣府	13	13	170	45	26.5	18	0	0.0	0	-	-	152	45	29.6
警察庁	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛庁	4	4	35	8	22.9	0	-	-	0	-	-	35	8	22.9
金融庁	5	5	67	16	23.9	0	-	-	5	0	0.0	62	16	25.8
総務省	11	11	133	38	28.6	0	-	-	3	1	33.3	130	37	28.5
法務省	5	5	48	12	25.0	10	2	20.0	5	0	0.0	33	10	30.3
外務省	3	3	41	11	26.8	0	-	-	0	-	-	41	11	26.8
財務省	5	5	109	32	29.4	4	0	0.0	0	-	-	105	32	30.5
文部科学省	10	9	226	69	30.5	0	-	-	30	6	20.0	196	63	32.1
厚生労働省	12	12	262	70	26.7	2	0	0.0	28	5	17.9	232	65	28.0
農林水産省	8	8	183	56	30.6	0	-	-	3	0	0.0	180	56	31.1
経済産業省	9	9	184	41	22.3	3	0	0.0	21	4	19.0	160	37	23.1
国土交通省	13	12	213	49	23.0	29	1	3.4	6	0	0.0	178	48	27.0
環境省	4	4	63	18	28.6	0	-	-	0	-	-	63	18	28.6
合計	102	100	1,734	465	26.8	66	3	4.5	101	16	15.8	1,567	446	28.5

表3 委員の種類別女性委員の参画状況

(平成15年9月30日現在)

	計	職務指定	団体推薦	その他
委員総数(A)	1,734人	66人	101人	1,567人
女性委員(B)	465人	3人	16人	446人
女性比率(B/A)	26.8%	4.5%	15.8%	28.5%

(参考1)

審議会等における専門委員等の女性委員比率

国の審議会等における専門委員等の女性委員の割合については、平成12年8月15日の男女共同参画推進本部決定において「審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努めることとする。」とされ、これに基づき調査したところ、以下のとおりとなった。

	専門委員等数 (A)	うち女性委員数 (B)	女性委員の比率 (B) / (A)
13年9月30日	7,201 人	763 人	10.6 %
14年9月30日	8,114 人	935 人	11.5 %
15年9月30日	8,815 人	1,091 人	12.4 %

*専門委員とは、委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要がある場合に置くことができ、当該専門又は特別事項の調査審議が終了したときには解任又は退任することが一般的であるもの等をいう。

(参考2) 各府省における目標達成に向けての特色ある取組

文部科学省

文部科学省男女共同参画推進本部において、平成14年9月、「審議会等への女性委員の登用については、平成15年度末までのできるだけ早い時期に、「30%」を達成できるよう鋭意努めるものとする。また、目標の達成後も引き続き30%以上を維持するとともに、審議会等の委員の人選が、男女共同参画社会の形成に資するものとなるよう努めるものとする。」との決定を行った。また、あわせて、「委員の人選に当たっては、(1)各審議会等の女性委員の割合について、少なくとも20%以上とするよう努めること、(2)審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員についても、女性委員の割合を高めるよう努めることとする。」との決定を行った。

農林水産省

農林水産省男女共同参画推進本部において、農林水産省における審議会等各種委員の任命にあたり、農林水産行政に資する女性有識者の情報を集約・提供し、女性の人選を助けるため、女性人材データベースの構築を行うことを平成14年6月に決定し、本年7月より運用を開始している。